

発信日時 2025/06/30 09:47:23

受付日時 2025/06/30 09:47:23

取扱日 2025/06/30

事業者コード: 0000001911 利用者名: 株式会社 D e t a

## 申告受付完了通知

送信された申告データを受付けました。  
後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。  
また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I)

法人事業税	所得金額総額	-3,985,225円
法人事業税	申告納付税額	-31,700円
特別法人事業税	申告納付税額	-11,700円
法人県民税(法人税割)	課税標準総額	0円
法人県民税(法人税割)	申告納付税額	-9,500円
法人県民税(均等割)	申告納付税額	35,000円

納税者の氏名又は名称	株式会社 D e t a
発行元	東京都渋谷都税事務所 事業税課法人事業税班
電話番号	03-5422-8780
受付番号	R1-2025-18448003
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告
年度・期別等	R06/05/01 ~ R07/04/30
提出先名	東京都渋谷都税事務所長
課税地	
ファイル名称	R010210020250630092556.xml 添付ファイルがあります。

受付印

年 月 日 法人番号 7011001140604 この申告の基礎 申告年月日

東京都渋谷都税事務所長 殿 法人税の 年 月 日 の 修 申 ・ 更 ・ 決 ・ 再 重 正 告 正 定 正 による。

Table with 2 columns: 所在地 (東京都渋谷区恵比寿4-5-25 シャンボホール恵比寿801), 事業種目 (データ分析コンサルティング等), 期末現在の資本金の額 (1,000,000), 法人名 (株式会社 D e t a), 代表者名 (中北 誠), 期末現在の資本金等の額 (1,000,000)

令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の 確定 申告書

(事業税)

Main table for Business Tax (事業税) with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, (使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて計算した法人税額, (道府県民税)

(特別法人事業税)

Main table for Special Corporate Business Tax (特別法人事業税) with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, 特別区分の課税標準額, 同上に対する税額

Summary table for Corporate Income Tax (法人税) with columns: 所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(34)), 法人税の期末現在の資本金等の額, 法人税の当期の確定税額, 決算確定の日 (令和 7 年 6 月 25 日), 解散の日, 法人税の申告書の種類 (青色 その他), 還付請求中間納付額 (52,900)

第六号様式

(道府県民税)

関与税理士名

スタンダード会計事務所 野口 仁 税理士 野口 仁 (電話) 03-6384-2345

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和 6・5・1 令和 7・4・30	法人名	株式会社 D e t a
----------------------	-----------------------	-----	--------------

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所在地			
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動						
東京都渋谷区恵比寿4-5-25		12	1	異動区分	異動の年月日	名称	所在地			
シャンボホール恵比寿801										
特別区内における従たる事務所等				均等割額の計算						
所在地	名称 (外 箇所)	月数	従業者数の合計数	区 分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	税額計算 (ア)×(イ)×(ウ)		
1	千代田区 (外 箇所)			特別区 のみに 事務所等 を有する 場合	主たる 事務所等 所在の 特別区	円	月	円		
2	中央区 (外 箇所)								事務所等の 従業者数 50人超	
3	港区 (外 箇所)				事務所等の 従業者数 50人以下	7,000.0	12	7,000.0		
4	新宿区 (外 箇所)				従たる 事務所等 所在の 特別区					
5	文京区 (外 箇所)									事務所等の 従業者数 50人超
6	台東区 (外 箇所)				事務所等の 従業者数 50人以下					
7	墨田区 (外 箇所)				特別区と 市町村に 事務所等 を有する 場合	道府県分				
8	江東区 (外 箇所)					特別区 (市町村分)				
9	品川区 (外 箇所)									
10	目黒区 (外 箇所)					事務所等の 従業者数 50人以下				
11	大田区 (外 箇所)			納付すべき均等割額 + + + 又は + +				7,000.0		
12	世田谷区 (外 箇所)			備考						
13	渋谷区 (外 箇所)			合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				1		
14	中野区 (外 箇所)									
15	杉並区 (外 箇所)									
16	豊島区 (外 箇所)									
17	北区 (外 箇所)									
18	荒川区 (外 箇所)									
19	板橋区 (外 箇所)									
20	練馬区 (外 箇所)									
21	足立区 (外 箇所)									
22	葛飾区 (外 箇所)									
23	江戸川区 (外 箇所)									